

## 香川県共同募金会顕彰審査委員会設置細則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人香川県共同募金会顕彰規程第7条の規定に基づき、共同募金運動に功績のあった個人、団体並びにその活動が特に優秀な地区についての表彰候補者の審査を行うための顕彰審査委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 委員会は、会長からの諮問に基づき、表彰候補者の功績の審査を行い、その決定を会長に答申するものとする。

### (組 織)

第3条 委員会は、会長を除く香川県共同募金会小委員会の委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、会長があらかじめ指名した副会長をもって充てる。

### (会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

### (雑 則)

第5条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この細則は、平成24年9月1日から施行する。